横浜市記者発表資料



令和3年5月25日市民局市民情報課

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2690号及び第2691号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会(会長 藤原 靜雄)は、本日、次の2件の答申を行い、横浜市長が行った個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

1 答申の件名

(1) 「よこはま子ども虐待ホットライン通報受付票(特定年月日A、B、C、D、E、F)」 の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2690号】

(2) 「請求者本人の西部児童相談所における、保護理由および保護期間中の生活に関する記録 (2010年以降現在まで) *親権移間と保護解除に関するものを含む。」の個人情報一部開示 決定に対する審査請求についての答申

【答申第2691号】

2 諮問までの経過等

答申 番号		決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2690	平成30年10月25日	平成30年11月12日	平成30年11月14日	平成30年12月19日	個人	帳
2691	平成30年10月25日	平成30年11月22日	平成30年12月20日	平成31年2月4日	個人	帳

3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申 番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由 (概要)	審査会 の結論
		個人情報一部開示	
2690	「よこはま子ども虐待 ホットライン通報受付票 (特定年月日A、B、C、 D、E、F)」(以下「本 件保有個人情報」とい う。)	横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横 浜市条例第6号。以下「条例」という)第22条第3号 に該当	围 <i>二</i> 燃皿ナ、
		・受信者及び担当印の部分	開示範囲を拡大すべき
		条例第22条第7号に該当 ・よこはま子ども虐待ホットライン(以下「ホットラ	

答申 番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由 (概要)	審査会 の結論
		イン」という。)の審査請求人に係る評価を含む対応 の情報 (審査請求人の認識と異なっていた場合、今後の適正 な相談業務が困難になる等、審査請求人に係る業務に 支障が生じるおそれがあるため。)	
		個人情報非開示	
	「請求者本人の西部児 童相談所における、保護 理由および保護期間中の	・悪杏詩文人以外の個人の氏名	
2691			開示範囲を
	移間と保護解除に関する ものを含む。」(以下「本 件保有個人情報」とい	条例第22条第7号に該当 ・審査請求人以外の面接の記録及び電話の記録並びに 審査請求人に係る評価を含む対応及び所見の情報	拡大すべき
	う。)	(審査請求人に係る計画を含む対応及び別先の情報 (審査請求人の認識と異なっていた場合、今後の適正な相談業務が困難になる等、審査請求人に係る業務に支障が生じるおそれがあるため。)	

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
	《ホットラインに係る業務について》 ホットラインは、児童虐待への迅速・的確な対応のため平成13年度に横浜市が設置したも
2690	ので、24時間・365日、市内の児童虐待の相談や通告を受け付けるための連絡先である。平成27年度からは、児童相談所全国共通ダイヤル「189」も、夜間・休日の時間帯については、ホットラインに転送される仕組みになっている。
	ホットラインで受ける電話には、虐待を行っている保護者本人からの虐待相談や、虐待の被害を受けている児童本人や児童虐待が疑われる状況を発見した第三者からの虐待通告等があるが、保護者からの子育てに関する一般的な相談等も入電することがある。
	ホットラインに係る事務としては、児童虐待に関する相談や通告の電話対応のほか、必要に応じて区役所や児童相談所等の関係機関に電話対応の内容を情報提供する等の対応がある。
	ホットラインに対応するよこはま子ども虐待ホットライン相談員(以下「相談員」という。)は、電話対応の内容、情報共有に係る情報等について全て福祉保健システム「虐待ホットライン登録」内に記録し、同システムにより、よこはま子ども虐待ホットライン通報受付票(以下「通報受付票」という。)を作成する。
	《本件保有個人情報について》
	ア 本件保有個人情報は、特定年月日A、B、C、D、E及びFにホットラインで審査請求 人から受信した内容を記録した6日分の通報受付票である。
	通報受付票には、受信日欄、受信区分欄、受信者欄等を含む受信情報欄、氏名欄、住所欄、再電情報欄等を含む発信者情報欄、虐待の情報欄、氏名欄、年齢欄等を含む児童・家
	庭の状況欄、受信内容欄、処理欄、FAX送付先欄等の記載欄があり、受信内容に応じて これらの事項が記録されている。また、通報受付票の下部には、所長から担当までの職位 の記載された決裁欄がある。
	イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、受信者欄に記録された相談員の氏及び当該相談

答	E	þ
悉	두	4

判断の要旨

員が決裁欄に押印した担当者印の印影部分(以下「非開示部分1」という。)を条例第22条第3号に該当するとして、また、受信区分欄の情報(以下「非開示部分2」という。)、再電情報欄の情報(以下「非開示部分3」という。)、受信内容欄に記録された受信内容の一部(以下「非開示部分4」という。)及び受信内容に係る見出しの一部(以下「非開示部分5」という。)並びに処理欄及びFAX送付先欄の情報(以下「非開示部分6」という。)を同条第7号に該当するとして、それぞれ非開示としている。

2690

また、実施機関は、児童・家庭の状況欄の氏名欄の情報(以下「非開示部分7」という。) を非開示としているが、本件処分に係る個人情報一部開示決定通知書及び弁明書において 非開示理由の説明はない。

《条例第22条第3号の該当性について》

- ア 実施機関は、本件保有個人情報のうち、非開示部分1は、本号本文に該当し、本号ただ し書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示としたと主張している。
- イ 非開示部分1は相談員に係る情報であり、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから本 号本文前段に該当する。

また、実施機関の説明によれば、当該相談員は公務員であるが本市嘱託員であり、横浜市職員録に氏名は掲載されておらず、その他氏名を公表する慣行もない。したがって、非開示部分1は、慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえず、本号ただし書アには該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

《条例第22条第7号の該当性について》

- ア 実施機関は、本件保有個人情報のうち、非開示部分2から非開示部分6までについては、 本号に該当し、非開示としたと主張している。
- イ 当審査会では、実施機関が上記アの非開示部分を開示することによる行政運営上の具体 的な支障等を確認するため、実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。
 - (ア) 非開示部分2について

受信区分欄は、子育て相談や虐待相談、虐待通告等の受信区分を相談員が選択して記録する。相談員は、発信者の意図に関わらず、聞き取った情報を総合的に評価し選択する。例えば、発信者が「子育でがうまくいかない。たびたびたたいてしまうことがある。」と子育で相談をしているつもりであっても、内容について相談員が虐待を疑う情報が含まれれば、虐待相談と判断し受信区分を記録する。そのような場合に、受信区分を発信者に開示すると、「子育で相談をしたら虐待と決めつけられた。」等の反応を喚起することが想定される。実際にこれまで、「泣き声がつらくて口を塞いでしまった」とか「首を絞めそうになった」等の相談が寄せられ、緊急度が高いとして児童相談所や区役所が訪問を行ったところ、発信者は、子育での大変さを分かってほしかっただけであるとの気持ちを吐露し、虐待の相談をしたとの認識や虐待に当たる行為を行ったとの認識がなかった等の事例もあった。このような認識の違いから、以降の相談忌避に繋がり、相談ができなくなることや、相談先が減ることで、保護者等発信者のいらだちの増加や結果として子どもへの虐待の重篤化等が懸念される。その結果、児童虐待への迅速・的確な対応ができなくなる等の支障が生じる。

(イ) 非開示部分3について

再電情報欄には、相談内容等から類推し、過去のホットラインとひもづけられる場合はその記録番号を記録する。発信者が名乗っていない発信等についても、ひもづけられると判断すれば記録するため、非開示部分3を開示すると、名乗っていないのに「再電」と判断されたことについて、発信者が不信感を抱きクレーム等に発展する可能性がある。また、必ずしも発信者本人の情報とは言い切れず、発信者以外の過去のホットラインの情報が記録されている可能性があり、発信者以外の個人の情報の存在を開示してしまう懸念がある。

答申 番号

2690

(ウ) 非開示部分4及び非開示部分5について

受信内容欄には、情報共有した児童相談所や区役所が受信内容の緊急度や対応方針の判断を行えるよう、発信者の背後にうかがえるニーズや受信内容等を、相談員が要約して記録する部分がある。相談員は、受信内容のアウトラインを把握しやすくするため、発信者の意図に関わらず、聞き取った情報を総合的に評価して記録している。発信者にこれを開示すると、「そんなことを言っていないのに、勝手に虐待をしていると決めつけられた。」と相談員へのクレームや攻撃に発展する可能性がある。さらに、受信内容欄には、発信者に関する率直な評価、対応についてもありのままに記録しており、発信者にこれを開示すると、認識の違いによる相談忌避や相談員へのクレームや攻撃、それに伴うホットラインの回線の占有等が懸念される。横浜市内で一回線のみのホットラインの回線を長時間占有されてしまうことにつながり、業務の適正な運営や子ども虐待への対応の即時即応性の面で重大な支障を招く。

判断の要旨

(エ) 非開示部分6について

処理欄及びFAX送付先欄の情報は、ホットラインの情報の共有についての情報であり、発信者には伝えていない。これを発信者に開示すると、認識の違いから相談忌避につながることや、発信者以外にも知られるところとなった場合には、市民が虐待に係る相談や通告をちゅうちょするおそれがある。その結果、児童虐待への迅速・的確な対応ができなくなる等の支障が生じる。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 非開示部分2について

実施機関の説明によれば、受信区分欄の記録は、発信者の意図に関わらず相談員が聞き取った情報を総合的に評価し、虐待通報、虐待相談、他相談(子育て)等の区分から選択し記録するということであった。

このような記録を発信者に開示すると、それが発信者の認識と異なっていた場合、発信者がこれを受容することは必ずしも期待できず、実施機関と発信者との信頼関係が損なわれ、ホットラインの制度や相談員に対して不安や不満を抱くことも想定される。このことは、実施機関の説明する過去の対応事例からも現実のものとして想定されるといえる。そして、このことにより、発信者がホットラインの利用を忌避したり相談員に何らかの働きかけをすること等が懸念されるといえる。したがって、非開示部分2を開示すると今後のホットラインに係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

そして、受信区分欄は、記載の選択肢が限られているから、発信者の認識と異なっている可能性がある記録だけを非開示とすると、非開示としたこと自体から記載内容を推測することが可能となり、上記のおそれを回避できないこととなる。したがって、受信区分欄は、実際の記載内容によらず非開示とする必要がある。

よって、非開示部分2は、本号に該当する。

(イ) 非開示部分3について

当審査会が見分したところ、非開示部分3には、過去の別の通報受付票の記録番号が記録されていた。実施機関の説明によれば、再電情報欄の記録は、発信者が名乗っていない場合も含めて、相談員が可能な範囲で相談内容等から類推し、発信者の過去のホットラインとひもづけられる場合は当該記録番号を記録するとのことであった。

このような情報を発信者に開示すると、それが発信者の過去の発信の認識と異なっていた場合、発信者がこれを受容することは必ずしも期待できず、実施機関と発信者との信頼関係が損なわれ、ホットラインの制度や相談員に対して不安や不満を抱くことも想定される。そして、このことにより、発信者がホットラインの利用を忌避したり相談員に何らかの働きかけをすること等が懸念されるといえる。したがって、非開示部分3を開示すると、今後のホットラインに係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、非開示部分3は、本号に該当する。

答	申
番	号

判断の要旨

(ウ) 非開示部分4及び非開示部分5について

2690

当審査会が見分したところ、非開示部分4及び非開示部分5を含む受信内容欄には、審査請求人から受信した相談内容を相談員が端的に要約した情報、相談員が審査請求人から受信した相談の詳しい内容、相談員が審査請求人の相談等に対して対応した内容、相談員の審査請求人に対する所感等が記録されており、併せてこれら記録された内容それぞれにつき見出しが記録されていた。

このうち非開示部分4は、相談員が審査請求人から受信した相談の詳しい内容及び見出しを除く部分であり、審査請求人から受信した内容に係る相談員の要約、評価、判定、所見や審査請求人本人に係る相談員の評価、対応等がありのままに記録されていた。それらの情報を審査請求人に開示すると、審査請求人の認識と異なっていた場合、審査請求人がこれを受容することは必ずしも期待できず、実施機関と審査請求人との信頼関係が損なわれ、ホットラインの制度や相談員に対して不安や不満を抱くことも想定される。そして、このことにより審査請求人がホットラインの利用を忌避したり相談員に何らかの働きかけをすること等も懸念されるといえる。以上のことから、非開示部分4を開示すると、今後のホットラインに係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、非開示部分4は、本号に該当する。

一方、非開示部分5は、各記録内容の見出しであり、これを審査請求人に開示しても、 審査請求人の認識と異なるという事態は考えられず、ホットラインに係る事務の適正な 遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。

よって、非開示部分5は、本号に該当しない。

(エ) 非開示部分6について

非開示部分6には、通報受付票の他機関等との情報共有に係る情報が記録されている。非開示部分6を開示すると、発信者によっては、そのように処理されているとは思わなかった等の不安や不満を抱くことも想定され、その結果、ホットラインの利用の忌避につながるおそれがあると考えられる。

したがって、非開示部分6を開示するとホットラインに係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、非開示部分6は、本号に該当する。

《非開示部分7について》

実施機関に確認したところ、非開示部分7については誤って非開示としたと説明している。当審査会が見分したところ、非開示部分7は、条例上、開示しないことができる保有個人情報のいずれにも該当しなかった。

《付言》

- ア 本人開示請求に係る保有個人情報を一部開示とする場合の理由付記については、条例第 28条第1項において「実施機関は、第25条第1項の規定により本人開示請求に係る保有個人情報の一部を開示しないとき・・・は、本人開示請求者に対し、同条第1項・・・に規定する書面にその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」と規定されている。
- イ 当審査会が本件処分の個人情報一部開示決定通知書を確認したところ、条例第22条第7号を適用する理由の記載について、条文をほぼ引き写した記載のみとなっていた。この記載内容からは、なぜ業務の適正な執行に支障を及ぼすのかが明らかではなく、審査請求人において条例第22条第7号に該当する具体的な根拠を理解し得るものであったということはできない。よって、本件処分における理由付記は、不備があるものと言わざるを得ない。
- ウ 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報を開示しない理由を記載するにあたって は、条例の趣旨を踏まえて、開示しないこととする根拠規定及び当該決定をする根拠等に ついて、行政事務に精通していない者が理解し得るように分かりやすく具体的に記載する

答申番号

判断の要旨

等、適正に対応されたい。

《児童相談所の相談援助業務について》

児童相談所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき同法第1条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保障するため、都道府県及び指定都市に設置が義務付けられている行政機関(同法第12条第1項及び第59条の4第1項)である。

2691

横浜市は、4か所の児童相談所(中央児童相談所、西部児童相談所、南部児童相談所及び 北部児童相談所)を設置し、児童の養育や障害等に関する様々な相談を受け、児童や保護者 等への助言を行うなどの相談援助業務を行っている。なお、児童相談所ではこのほか、児童 の一時保護や児童福祉施設への入所措置の業務等を行っている。

児童相談所は、しつけ、不登校等の児童育成上の問題、児童の養護、虐待、非行等に関すること、知的障害、自閉症等の障害に関することなどの様々な問題等について、家庭その他からの相談に応じ、専門的立場から児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、これに基づき、個々の児童及びその家庭に最も適した援助を行う相談援助業務を行っており、援助に当たっては、常に児童の最善の利益が考慮される。

《本件保有個人情報について》

ア 本件保有個人情報は、西部児童相談所が保有する審査請求人の第一子及び第二子の ケース記録(以下「本件ケース記録」という。)並びに第一子に係る警察署からの児童通 告書(以下「本件児童通告書」という。)である。

イ 本件ケース記録について

ケース記録は、児童相談所が児童ごとに記録する相談援助等の対応記録であり、児童相談所や区役所、医療機関等の関係機関(以下「関係機関」という。)、関係者等とのやり取りや児童相談所における協議、対応等を時系列で記録するものである。ケース記録は、児童ごとに作成した個別ケースファイルにファイリングすることとされている。

本件ケース記録には、審査請求人、審査請求人の第一子及び第二子の状況等について西部児童相談所と関係機関、関係者等が面接又は電話でやり取りした内容、西部児童相談所による審査請求人に係る評価、判定、所見等が、時系列で記録されている。

実施機関は、本件ケース記録に記録された情報のうち、虐待対応専門員及び夜間対応専門員(以下「虐待対応専門員等」という。)の氏名、審査請求人以外の個人と西部児童相談所との電話のやり取りの記録の一部(以下「本件個人通話情報」という。)、関係機関からの情報及び関係機関担当者と西部児童相談所とのやり取りの記録の一部(以下「本件連絡調整情報」という。)、西部児童相談所における審査請求人に対する評価、判定、所見及びそれに関する協議内容(以下「本件評価判定情報」という。)並びに審査請求人及び審査請求人以外の第三者の収入情報(「本件収入情報」という。)を非開示としている。

実施機関は、弁明書において、これらの非開示部分のうち虐待対応専門員等の氏名は条例第22条第3号に、本件個人通話情報、本件連絡調整情報及び本件評価判定情報は同条第7号に該当すると主張している。

本件収入情報については非開示理由の説明はない。

また、本件個人通話情報については、本件処分に係る決定通知書では条例第22条第3号に該当するとして非開示としていた。

ウ 本件児童通告書について

児童福祉法第25条では、要保護児童を発見した者は、これを児童相談所等に通告しなければならないと規定している。

本件児童通告書は、児童福祉法第25条に基づき、審査請求人の子について神奈川県警察から西部児童相談所に対して行われた児童通告に係る通告書である。

実施機関は、本件児童通告書に記載された情報のうち、担当者の官職氏名の欄に記載された警察官の氏名を、条例第22条第3号に該当するとして非開示としている。

答	申
番	뭉

判断の要旨

《条例第22条第3号の該当性について》

2691

ア 当審査会が、本件ケース記録に記載された虐待対応専門員等の氏名及び本件児童通告書に記載された警察官の氏名を見分したところ、当該情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文前段に該当する。

そして、虐待対応専門員等は、本市嘱託員であり、横浜市職員録に氏名は掲載されておらず、その他氏名を公表する慣行もない。また、警察官の氏名についてはその職位の記載から公表する慣行がないことが認められる。

以上のことから、本件ケース記録に記載された虐待対応専門員等の氏名及び本件児童通告書に記載された警察官の氏名は、慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えず、本号ただし書アには該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

イ 次に、本件個人通話情報を見分したところ、西部児童相談所と審査請求人以外の個人である第三者とのやり取りがありのままに記載されていた。

このうち、審査請求人に言及したやり取りの部分は、本件処分で開示された直前部分の 記載から審査請求人にとっては当該第三者が誰であるかを識別できる情報であった。した がって、当該情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者 以外の特定の個人を識別することができる情報であり、本号本文前段に該当する。

また、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

本件個人通話情報のうち審査請求人に言及していない部分については、審査請求人に係る保有個人情報には当たらず、本来本件本人開示請求の対象外とすべき情報であるが、開示すべき情報ではないとして非開示とした決定は、結論として妥当である。

《条例第22条第7号の該当性について》

- ア 実施機関は、本件保有個人情報のうち、本件連絡調整情報、本件評価判定情報及び本件個人通話情報については、本号に該当し、非開示としたと主張しているが、このうち本件個人通話情報は、《条例第22条第3号の該当性について》イのとおり、条例第22条第3号に該当するため開示しないことができる情報であることから、改めて本号の該当性を判断するまでもない。したがって、本件連絡調整情報及び本件評価判定情報の本号該当性について以下検討する。
- イ 当審査会では、実施機関が上記アの非開示部分を開示することによる行政運営上の具体 的な支障等を確認するため、令和2年11月30日に実施機関から事情聴取を行ったほか、不 明な点について別途実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。
 - (ア) 児童相談所の相談援助業務を遂行するに当たっては、児童相談所と関係機関が連携し、情報共有しながら進めるが、児童の安全や安否の確認を最優先に考えるため、相談援助の内容によっては、関係機関との連携等について、児童の親権者等関係者(以下「親権者等」という。)には秘匿で進めることがある。
 - (4) 本件連絡調整情報のような情報を親権者等に開示すると、相談援助業務に係る関係機関との連携、情報共有の程度や状況が明らかとなり、それが親権者等の認識と異なっていた場合は、親権者等と関係機関との信頼関係が損なわれ、関係機関に対する不安や不満から何らかの働きかけ等が懸念される。また、関係機関に対する不信感等から支援を拒否する等のおそれもある。また、これらのことから児童相談所と関係機関との信頼関係が損なわれ、両者の連携に支障を及ぼすおそれがある。非開示とした部分に、客観的な事実と認められるような情報も含まれているが、開示すると、上記で述べたように、相談援助業務に係る関係機関との連携、情報共有の程度や状況が明らかとなるため開示できない。
 - (ウ) 本件連絡調整情報には、関係機関の名称及び担当者名(役職、肩書含む。以下同じ。) が含まれているが、当該部分も含めて上記(イ)の理由により本号に該当すると判断した。
 - (エ) 本件連絡調整情報及び本件評価判定情報の記載頁の一部に、西部児童相談所職員個人 印の印影(以下「本件印影部分」という。)が押印されていたが、本件連絡調整情報及

答申番号	判断の要旨
	び本件評価判定情報を黒く塗抹する際に分離することなく塗抹し非開示としてしまった。

たものであり、開示すべき情報であった。 (オ) なお、本件収入情報の非開示理由については、本件処分に係る個人情報一部開示決定

- 通知書及び弁明書において説明しなかったが、審査請求人の同意を得ず調査した情報で あるため、調査したことが審査請求人に開示されると、児童相談所との信頼関係を損な うことで、相談援助業務に支障が生じるため、本号に該当すると判断した。
- ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。
- (ア) 本件連絡調整情報について

2691

当審査会が本件連絡調整情報を見分したところ、西部児童相談所が関係機関と対応し た日時及び対応手段等、関係機関の名称及び担当者名並びに西部児童相談所が関係機関 から得た情報及び関係機関との連絡、調整内容が時系列で記載されていた。これらの情 報は、児童相談所が相談援助活動をするに当たり、必要に応じて関係機関と連絡、調整 した経過の記録であり、関係機関とのやり取りそのものである。

実施機関の説明によれば、児童相談所の業務の性質上、関係機関との連携等について 親権者等に伝えることができない場合もあるとのことであった。

そうすると、関係機関としては児童相談所に提供した情報及び児童相談所との調整内 容が審査請求人に開示されるとは想定していないと考えられる。したがって、本件連絡 調整情報のうち関係機関と対応した日時及び対応手段等の事務的な事実を除く部分を 開示すると、今後、関係機関の協力が得られなくなるなど、児童相談所の事務の適正な 執行に支障が生じるおそれがあると認められる。また、支援に係る関係機関の関わり方 が明らかとなり、それが審査請求人の認識と異なっていた場合、関係機関と審査請求人 の信頼関係が損なわれ、検討した支援方針に沿った支援ができなくなるなど児童相談所 の事務の適正な執行に支障が生じるおそれも認められる。

これに対し、関係機関と対応した日時及び対応手段等の情報は、西部児童相談所と関 係機関とのやり取りに係る事務的な事実であって、この部分を開示しても、児童相談所 の事務の適正な執行に支障が生じる上記のようなおそれは認められない。

また、本件連絡調整情報には、既に開示されている情報を見れば審査請求人が把握し ていることが明らかである情報も含まれていた。当該情報は、開示しても児童相談所の 事務の適正な執行に支障が生じるおそれは認められず、本号に該当しない。

よって、本件連絡調整情報のうち、別表の①に示した、関係機関と対応した日時、対 応手段等の事務的な事実及び審査請求人が把握していることが明らかな情報について は本号に該当しない。しかし、その余の部分は本号に該当する。

(イ) 本件評価判定情報について

当審査会が本件評価判定情報を見分したところ、西部児童相談所の職員の審査請求人 に関する率直な評価、判定及び所見並びに西部児童相談所における審査請求人及び審査 請求人の子に関する協議内容及び対応方針が記載されていた。

これらの情報を開示すると、審査請求人の認識と異なっていた場合、審査請求人がこ れを受容することは必ずしも期待できず、結果として、児童相談所と審査請求人の信頼 関係が損なわれ、今後の適正な支援が困難になるおそれがあると考えられる。

よって、本件評価判定情報は、本号に該当する。

(ウ) 本件印影部分について

本件連絡調整情報及び本件評価判定情報の記載頁に押印された本件印影部分は、実施 機関が誤って非開示としたと説明している。当審査会が見分したところ、本件印影部分 は、条例上開示しないことができる保有個人情報のいずれにも該当しなかった。

(エ) 本件収入情報について

当審査会が本件収入情報を見分したところ、西部児童相談所が調査した審査請求人及 び審査請求人以外の第三者に係る収入の情報であった。このうち、審査請求人本人の収 入情報は、審査請求人が把握している事実に係る情報であり、開示しても児童相談所の

答申 番号 判断の要旨

> 事務に支障が生じるおそれは認められない。よって、別表の③に示した審査請求人本人 の収入情報は、本号に該当しない。

> しかし、審査請求人以外の第三者の収入情報については審査請求人に係る保有個人情報には当たらず、本来本件本人開示請求の対象外とすべき情報であるが、開示すべき情報ではないとして非開示とした決定は、結論として妥当である。

2691

《付言》

- ア 保有個人情報の名称の記載について
- (ア) 実施機関が、本人開示請求に係る決定を本人開示請求者に対して通知する際には、決定において特定した保有個人情報について、当該保有個人情報が記録されている行政文書の名称を具体的に通知書に記載することが必要であると考えられる。
- (イ) 当審査会が、本件処分の個人情報一部開示決定通知書を確認したところ、個人情報本人開示請求書の請求内容を転記しただけの記載内容となっており、当該記載から、本人開示請求者が特定された保有個人情報を具体的に理解することは困難であることが認められた。
- (ウ) 本件処分のように、保有個人情報に係る行政文書の名称を具体的に記載せずに決定すると、本人開示請求者は対象となる保有個人情報の存在等が具体的に認識できず、実施機関が行った開示、非開示の判断の内容を正しく理解することもできない状況となる。 今後、実施機関におかれては、このようなことのないようにされたい。

イ 理由付記の不備について

- (ア) 本人開示請求に係る保有個人情報を一部開示とする場合の理由付記については、条例第28条第1項において「実施機関は、第25条第1項の規定により本人開示請求に係る保有個人情報の一部を開示しないとき・・・は、本人開示請求者に対し、同条第1項・・・に規定する書面にその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」と規定されている。
- (イ) 当審査会が本件処分の個人情報一部開示決定通知書を確認したところ、条例第22条第7号を適用する理由の記載について、条文をほぼ引き写した記載のみとなっていた。この記載内容からは、なぜ業務の適正な執行に支障を及ぼすのかが明らかではなく、審査請求人において条例第22条第7号に該当する具体的な根拠を理解し得るものであったということはできない。また、本件収入情報については、そもそも非開示理由が記載されていなかった。よって、本件処分における理由付記は、不備があるものと言わざるを得ない。
- (ウ) 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報を開示しない理由を記載するにあたっては、条例の趣旨を踏まえて、開示しないこととする根拠規定及び当該決定をする根拠等について、行政事務に精通していない者が理解し得るように分かりやすく具体的に記載する等、適正に対応されたい。

別表 非開示部分のうち開示すべき部分

文書名		該当箇所	
① 本件連絡調整情報			
	5頁目	22行目及び28行目の全て	
	6頁目	11行目及び17行目の全て	
大併な、フ記録	9頁目	6行目の全て	
本件ケース記録	13頁目	28行目の全て	
	14頁目	1行目及び20行目の全て	
	27頁目	8行目の全て	

答申 番号	判断の要旨				
		30頁目	13行目の全て		
		40頁目	16行目の全て		
		49頁目	8行目の全て		
2691	51頁目		2行目の全て		
2091	52頁目		15行目及び17行目の全て		
	82頁目		7行目の全て		
		99頁目	29行目の全て		
		128頁目	24行目の全て		
		141頁目	21行目及び23行目の全	T	
		144頁目	30行目の全て		
		146頁目	19行目の全て		
	② 本件印影部分	•	,		
	本件ケース記録	44頁目	30行目	印影部分	
		56頁目	24行目、25行目、 26行目	印影部分	
	③ 本件収入情報				
			30行目	全て	
	本件ケース記録	1頁目	31行目	1 文字目から 6 文字目まで、 15文字目から20文字目まで	
			32行目	1 文字目から 6 文字目まで、 15文字目から18文字目まで	
		2頁目	1行目	1文字目から6文字目まで	
	※1 本件ケース記録については、第一子ケース記録及び第二子ケース記録を合わせて時系列順に並べたものの一頁を一頁目とする。 ※2 行数は、空白の行を含め、罫線で区切られた行数を数えるものとする。 ※3 文字数は、1 行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、				

※3 文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、 それぞれ1文字と数えるものとする。ただし、「・・・」は一文字と数える。

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR3.html

5 条例(抜粋)

横浜市個人情報の保護に関する条例

(開示しないことができる保有個人情報)

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれ かが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

(第1号及び第2号省略)

(3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以

外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが 予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報 であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分 (第4号から第6号まで省略)
- (7) 市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲 げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼ すおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を 困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法 人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

	お問合せ先	
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881